

## 会 議 録

### 1 附属機関の会議の名称

平成29年度第5回阿見町上下水道事業審議会

### 2 開催日時

平成29年9月26日（火） 午後2時00分から午後4時10分まで

### 3 開催場所

阿見町水道事務所2階会議室

### 4 出席した者の氏名

#### 【審議会委員】15名

佐藤 幸明（町議員・会長）・久保谷 充（町議員）・井田 真一（町議員）  
桜井 直美（県立医療大学教授・副会長）・古谷 綾子（茨城大学助教授）・新  
橋 嗣男（区長会副会長）・山口 道子（区長会副会長）・江口 美清（住吉  
地区代表）・小倉 京子（商工会代表）・松島 保徳（福田工業団地代表）・三  
ノ輪 進（筑波南第一工業団地代表）・鳥海 昌之（阿見東部工業団地代  
表）・篠崎 慎一（町長公室長）・小口 勝美（総務部長）・飯山 裕見子（町  
民課長）

#### 【事務局】8名

湯原産業建設部長・坪田上下水道課長・浅野課長補佐・田崎係長・加藤係  
長・林主任・小澤主任・湯原主事

#### 【STコンサルティング】3名

鈴木常務取締役・三嶋地方創生支援部マネージャー・加藤公認会計士

### 5 発言の内容

別紙のとおり

別紙

事務局	<p>定刻となりましたので、ただいまより、「第5回阿見町上下水道事業審議会」を開催させていただきます。</p> <p>本日は、ご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>私、本日の進行を務めさせていただきます、阿見町上下水道課の浅野です。よろしくお願います。まずは、審議会を始める前にお断り申し上げます。当審議会につきましては、「阿見町審議会等の会議に関する指針」に従い、原則公開とさせていただきます。</p> <p>尚、審議会の開会にあたりまして、傍聴者を募集いたしましたところ、本日は1名の方からお申し込みがありましたことをご報告いたします。又、議事録の作成上、録音及び写真を撮らせていただきますので、ご了承ください。</p> <p>資料のご確認をさせていただきます。資料はお持ちでしょうか。お持ちでない方は事務局のほうへ声をおかけください。</p> <p>事前に配布しました資料は、資料6-4下水道事業受益者負担金収納状況（平成24年度から平成28年度）、答申書（案）の2種類の資料でございます。</p> <p>続いて、本日机の上に配布しました資料を確認させていただきます。本日本配布の資料は、「審議会の次第」と「資料3-5（修正後）近隣自治体上下水道料金比較」、さらに「第4回審議会会議録」の3種類の資料でございます。</p> <p>なお資料3-5は、第3回審議会で配布しました資料を訂正したものでございます。資料右側の黄色の部分の修正箇所となります。土浦市の9㎡で、下水道料金が1,000円だった所を1,200円に訂正し、これに伴い計の部分も2,530円から2,730円に訂正いたしました。誠に申し訳ございませんが、第3回審議会資料の差替えをお願いします。皆さん資料はお揃いでしょうか。</p> <p>では、次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>次第2 会長挨拶</p> <p>佐藤会長よりご挨拶を頂きたいと思っております。よろしくお願</p>
-----	---

	いたします。
佐藤会長	<p>皆様，改めましてこんにちは。今日は大変暑くなりました，ご苦勞様でございます。また明日からは天候もくずれるということで体調には十分ご留意いただければと思います。第5回目を迎えました審議会大変ご苦勞様でございます。本日も慎重審議のほどよろしく願ひいたします。</p>
事務局	<p>佐藤会長ありがとうございます。</p> <p>それでは議事に入ります。これからの議事の進行につきましては，阿見町上下水道事業審議会条例第6条第1項の規定に基づき，会長に議長をお願いいたします。</p> <p>佐藤会長，よろしく願ひいたします。</p>
佐藤会長	<p>はい。本日の出席状況でございます。委員16名中15名の出席を頂いております。過半数以上の出席を頂いておりますので，阿見町上下水道事業条例第6条第2項の規定により，当審議会を開催することを宣言します。</p> <p>これより会議の進行を務めさせていただきます。お手元の次第に沿って進めてまいります。</p> <p>議事（1）下水道事業受益者負担金徴収期間の見直しについて，事務局よりご説明願ひいたします。</p>
坪田課長	<p>では，受益者負担金の収納状況についてご説明をしたいと思ひます。（資料6-4の説明）</p> <p>第1負担区から第3負担区まで，平成28年からさかのぼって5年の平成24年度までの収納状況を調べました。今答申を願ひしている案件は，50万円以上のものはなかなか払いづらいと，5年を10年にしたいという事を願ひしているところで，過去の事例を調べたところ，24年から28年で50万以上の方は何件かいらっしゃるのですが，50万以上だから滞納してしまっている事案はないということで，負担金が高くて払って頂ける所はきちっと払って頂いている。支払い方法についても2.のところ，一括・分割払い，あと個人・法人にわけて調べておりますが，いずれにしても50万以上の方はすべて払って頂いている，ということになります。</p>

	<p>あと、久保谷委員から名義変更で滞納に繋がったケースがあったか、というご質問についてですが、過去5年にさかのぼって見たところ、名義人が変わった、という案件そのものがないため、当然滞納もない、ということになります。説明は以上です。</p>
佐藤会長	<p>ご苦労様です。50万以上の方も100%お支払いいただいている、という報告の結果ですが、下水道事業受益者負担金徴収期間の見直しについて、皆さんからのご意見を伺いたいと思います。挙手の上お願い致します。</p>
久保谷委員	<p>私の質問から状況を調べていただいた、ということで、これから経済状況など変わる要素もあるかもしれないので、答申通りでいいのではないかと私は理解しています。支払いやすく、10年なら10年に延ばしてもいいのではないかと、思っております。</p>
佐藤会長	<p>徴収期間の猶予を持たせた方がいい、と。まあ、期間はあとでまたご相談申し上げます。久保谷委員は支払いやすく期間を見直してはどうか、ということでしたが他にご意見等ございましたら、いかがでしょうか。</p>
篠崎委員	<p>前回もお話ししましたが、荒川本郷の負担区を考えると、あそこは今後宅地開発で下水道受益者負担金が発生する状況かと思えます。そうすると、今提案がありましたある程度大きな面積というのは開発行為、そう言った該当になると思えます。そういった民間等が入ったなかで、全体の建物を含んだなかでの資産を計画して、それで事業に入っていくかと思えます。その辺は受益者負担金を加味して計算されると思えます。そうやって全体事業の中で支払うということで、今日示されたような一括でほとんど支払える状況かと思えますので、今の5年の期間で十分耐えられると、見直しは必要ないと思えます。</p>
佐藤会長	<p>見直しの必要はないだろうというご意見でした。他にご意見等伺います。</p>

井田委員	<p>質問でもよろしいでしょうか。前回メリット・デメリットで出して頂いたかと思いますが、今回見せて頂いて滞納がないということで、メリットとなる滞納額の減少は考えにくいのかなと。そうするとデメリットの事務が煩雑になったりすると思うので、延ばさなくてもいいのかなという気がします。けれども、延ばすというのを考えたのは今後本郷地区の開発のように滞納に繋がるリスクが何かあったのでしょうか。</p>
坪田課長	<p>第4負担区を設定しまして、地元の方にこのように設定しましたとお話しした時に、「うちは土地が広いから払いきれいな」というご意見をいただきまして、なにかいい方法はないかと内部で協議をした結果、全部ではないですがいくつかの自治体で7年や10年といった期間を延ばして負担を軽減、負担そのものはありませんが、軽減しているところがあるという話が出ましたので、その調査をしまして、今回料金関係の審議会を立ち上げるということで、合わせてこれもご審議頂いて、延ばせるなら延ばして負担軽減を図りたい、地元からの要望・ご意見もあったということでご提案をさせていただきました。</p>
井田委員	<p>前回もご回答あったかもしれないですが、延長するというのは、本人の申し出によってというのが標準ですが、申し出があれば伸ばすことも可能ということですか？</p>
坪田課長	<p>おっしゃるとおり、本人からのお申し出によって、ということになります。</p>
井田委員	<p>ありがとうございます。</p>
佐藤会長	<p>他にご意見ございませんか？      現行のままで滞納された方はいないという事ではありますが、窓口で別な方法はないかなというちょっとご相談もあったというような事務局のお話でした。そのような中でどのようにしていったらよろしいでしょうかね？</p>
桜井副会長	<p>前回私は住民サービスの一環であればご検討頂いてもいいのではないかと申し上げましたが、50万以上の方で滞納がな</p>

	<p>いということで、どうかな、という気がします。ただ、50万未満でも滞納されている方がいるということは、一般の方はこの回数はキツイ方もいらっしゃる、ととらえれば、制度を作る方向で進めてもいいのかな、と思います。このデータを見て、50万未満でこれだけの滞納者がいるというのは、やはり5年間では苦しいという人もいらっしゃるのかなと思いましたので、本当は50万から30万と金額を変えたい所ですが、それはまた大変ですので、制度だけ作っておいて、あとどうしても払えない場合はご相談、という形にしておけば住民の方のご要望も聞けたということになるかなと思います。</p>
佐藤会長	<p>他にご意見等ございましたら。 事務局では昨年から話が出ましたけれども、50万で区切るのでもいいのか、という事を今後の課題として検討して頂いて、今回は徴収期間の見直し、ということで議論を進めたいと思います。そういう意見もあった、という事でお願いしたいと思います。</p>
井田委員	<p>両方言い分があるかと思いますが、篠崎委員が言われたように、開発会社だと、いきなり開発して、長期だといいい時と悪い時があるので、少し経営が悪くなって、ここに書いてあるデメリット 受益者が払うのが長くなるということで滞納が出てしまう、というのもゼロではないと思うので、申請する時に担当の人が審査して、「いいですよ、ダメですよ」というのを決める、という事は出来るのでしょうか。</p>
坪田課長	<p>今の段階ではそのような審査はしていませんが、制度として立ち上げるのであれば、そう言ったことも含めて検討が必要だと考えています。</p>
井田委員	<p>それであれば、1つ提案ですが、住民から要望が出ているという事は答えるべきだとは思っているので、そういう申請が出た時に、どういう規約を作るかにもよりますが、それが認められた者に限る、という風に限定するという内容を盛り込むことはできるのではないかというのが提案です。</p>

佐藤会長	今のお話について、事務局はどのように考えますか。
坪田課長	<p>今回お願いしているのは、期間の延長をどうしましょうか、という事で、事務局としては地元の要望もありましたので、出来れば10年ということで諮問しているわけでございます。諮問のとおり10年だ、という事になれば、今度は細かい制度設計に入り、井田委員のおっしゃったように税金の滞納がある人は申し出があっても認めませんというような制度設計としていくのかと考えております。ただ、この場でどういう条件を付加するのかまでは煮詰まっておきませんので、今回は期間の部分だけをお考え頂ければと思います。</p> <p>以上です。</p>
佐藤会長	<p>期間の見直しと、その都度その都度の個々による対応は出来かねない、決まりの中でやっているわけだから。その中でどのようにしていけば良いか。期間を支払いやすくした方がいいのか、または今のままでいいのか。その辺に絞ってご意見をいただければありがたいです。先ほど課長がお話した通り、事務局としては、「支払いをしやすく」と、そういう意見もあったので今回徴収期間の見直しを審議して頂きたい。ということでございます。ご意見等ございましたらお願いします。</p>
小口委員	質問なのですが、滞納した場合延滞金は付くんですよね。
坪田課長	今現在、延滞金は付けてます。
小口委員	そうすると、例えば50万以上の人で10年にしますとなったときに、本人からの申し出、ということで制度を作ろうとしているのですか？
坪田課長	おっしゃる通り申し出によって、と考えております。
小口委員	そうなると申し出で10年にした人は10年に分けて払う事になり、申し出しなかった人がやっぱり途中で払いきれなくなって5年では無理だから、ということで申し出しなかった人は延滞金がつくことになるのでしょうか。その辺は今後の制度設

	計の話になるかと思いますが…
坪田課長	<p>そこまで細かい制度設計はまだ内部でも検討しておりませんので、延長が可，ということであれば急ぎ制度設計に入りたいと思います。以上です。</p>
小口委員	<p>50万円以下の方は5年，という事で5年過ぎれば延滞金が付いてしまうけれど，50万円以上の方は10年を選択すれば延滞金が付かないという。その辺不公平が出てくるのでは，と感じます。</p>
坪田課長	<p>前回の資料で，50万を超えた人全てが10年にではなく，50～60万の方は最大6年，60～70万の方は7年，という事で，1期当たりの支払いが，大体5年の方とほぼ同額になるように制度の設計をしています。どうしても狭い所は受益者負担金が安くなるので1回あたりの支払いは当然安くなってきます。5年で50万というMAXの部分が6・7・8年と延ばすことによって，あまり変わらないような形で考えておりますので，驚くような不公平感はないのかな…と考えております。以上です。</p>
新橋委員	<p>事務局としては延長する方向で提案しているという事はデメリットよりもメリットの方が大きい，という判断をされていると思います。受益者が共有施設に入れたという時に支払いやすくする，そういう事で普及を進めていこう，というのも含めて延長を提案しているでしょうから，そういった基本的な部分を，我々それぞれの判断もあるんでしょうけど，まずはメリットデメリット書いてあるけれど，基本的には総合的に判断してメリットが大きいというわけですね。</p> <p>それからもう1つ。昔税金を納める時，一括納入するとちょっと割引というのがあった。今は分割と変わらない。税金でさえそうなんで，これができるのか難しいところだけれど，例えば大口の一括納入の場合は何らかの特典を考えるとかそういう事が可能かどうか。今日は無理でしょうけど。一括で納めた場合のメリット，お金でなければ物でも。こういったことも検討する価値があるのかなと思います。やっぱりメリットが大きい</p>



	<p>からこういう話になってるわけですから。どのくらいの定量的なものは掴んでないかと思えますけど、どうなんですかその辺は。数字ではなかなか表しにくいと思いますが。この不良債権化する、っていう話で、そのデータとの兼ね合いになってしまふ。過去分割した場合に回収率はこういう結果、と出ている。で、これが延長したらもっと良くなるのか、そういった定量的なデータというのは特に掴んでいるのか。これからは掴んでいないがこれまでのものについては、今までのやり方ではこういう一部不良化する、それが伸ばしたら回収率が高くなる、とか。一方ではマイナスの面も出てくるがその辺はどうなっているか。</p>
坪田課長	<p>データのかなり膨大な数になりますので、今まで全てのデータを分析していくのは難しいということで、今回過去5年にさかのぼって資料を作らせて頂きました。この資料から分析しますと、やはり高くても払う方はきちんと払って、篠崎委員のお話のとおり法人において一括で払ってくれるということで、高いからと言って滞納が多いという結果にはなっていません。ただイメージというか雰囲気というか、当然1期2万円納めるのと、5万円納めるのでは、5万円の方が払いづらかなというのは出てきますので。そういう事を考えれば、地元からもお話しがありましたので、納付年数を延ばしてより払いやすくした方がいいのかなということで、今回ご提案させて頂きました。</p>
新橋委員	<p>分かりました。</p>
佐藤会長	<p>他にご意見ございましたら。 私が申し上げるのもなんですが、窓口にも期限を延ばすことは出来ないか、とご相談に来られる方もいる事を含めますと、どうですか…もう少し延ばした方がいいとも思いますがいかがでしょうか。</p>
篠崎委員	<p>あくまで条例改正の話だと思うんですね。いまの議論はなかなかメリット・デメリットが見えなくて我々が判断できない。ですからなかなか意見が出てこない。データなり資料なりをもう少し細かく示していただければ、もう少し判断する材料があ</p>

	<p>るかと思えます。そういった中で、これからの荒川本郷の負担区の期間について、例えばアンケートを取って皆さんの意見を確認した中で、こういう意見が何%以上あるので延ばして下さい、というようであれば民意が分かると思うんですね。失礼ですが、窓口で説明会でそういう意見を聞いたから延ばした方がいいんじゃないですか、というと、それがどのくらい信憑性があるのかなど。結果としては50万円以上の滞納がないということです。下水道審議会は毎年開かれると思うんですね。もう少しアンケートを取って頂いて、数字をもう少し積み上げた中で、データをはっきりと示して頂いて、判断する材料が揃った段階で検討するのも可能かと思えます。すみませんが、私は今の段階では判断出来ないと思えます。</p>
佐藤会長	<p>はい。では判断できる人だけで答えを出していきましょう。</p>
飯山委員	<p>ちょっと確認させて頂きたいのですが、滞納している方の理由は本当に払えなくて滞納しているのか、それとも下水道事業に対するの無理解で払わない方もいるのか、その辺の理由はどうなっていますか。</p>
坪田課長	<p>受益者負担金制度に対する不満、と言いますか無理解という方も中にはいらっしゃいますし、実際本当にお金がなくて払えないんだ、という方もいらっしゃいます。では、それが何%なのかというのは特にデータを取っていないというのが現状です。以上です。</p>
新橋委員	<p>今の延長の話で、申し出があれば状況によって認めると書いてありますね。そうすると、もし申し出がなければそのまま行くんでしょうけど、今までの経緯の中ではそういう申し出は結構あったのでしょうか。</p>
坪田課長	<p>具体的にどのくらいの件数が、というのは掴んではないのですが、過去においても5年というのは厳しいなという方がいらっしゃったという話は聞いております。ただ、その方が5年で厳しいから滞納してしまった、というような所までは調べておりませんが、窓口にはそのような方がいらっしゃって、そ</p>

	<p>のような方には条例で5年というように決まっているので5年でもお願いしませうという説明で納得して頂いた…というか、お願いしたということがあったと聞いております。以上です。</p>
新橋委員	<p>変更になると条例改正が必要になると。では、相談があっても決まらないうと相談に乗れないですよね、実際問題。そういう時にはっきりと使う側にこの範囲で受けられます、という事は公示か何かしているのですか。例えば、使う側、施設を入れる側の意向を最初に条件を話しますよね、そのときに何年でやっってください、という話しになりますよね、そのときに延長してして下さいといっても条例が変わらない限り限界があると。その際は相談に乗っておられたのですか。</p>
坪田課長	<p>相談というかご説明という事で、条例上一番長くて5年となっているので、ご理解をお願いします、とお話はしております。</p>
新橋委員	<p>はい。</p>
佐藤会長	<p>受益者負担金の徴収期間の見直しについてご意見を伺います。</p>
桜井副会長	<p>1点確認させて頂きたいのですが、50万円以上で期間を延ばすというのは法人も入りますか。</p>
坪田課長	<p>今のところ金額で切るだけで、法人個人で分けておりません。</p>
桜井副会長	<p>それだったら法人は外していただくとか。法人の方は一括で払えると思うんです。でないと土地の買収は出来ないと。お困りなのは個人の方だと思うんですが、住民に対するということであれば、先ほど新橋委員もおっしゃっていましたが、ご相談があったときに条例で、という説明になってしまい、それじゃあ払えなくて周りに入っているのにその土地だけ入らない、となると今後の下水道の発展とか経営健全化に向けて、少しでも進めるような方針を取っていった方が、阿見町にとっていいのではないかと私は思います。</p>

篠崎委員	<p>質問よろしいでしょうか。今桜井委員がおっしゃった所で、恐らく50万円以内というのは自己用だと思うんです。自分で住んでいる、農地敷地で、そして50万以上というのは大半は他戸用、例えばアパート、宅地開発というように分けられると思います。それで50万超えれば資金計画の中で一括で払えるという事で問題はないのかなと。特に荒川本郷のこれからの市街化区域で尚且つ町の方も住宅開発を進めているところですので、私は必要ないかなと思っていたのですが、そこでちょっと質問ですが、ここで10年となったときにシステムの変更とか委託費の増などデメリットはあるのでしょうか。</p>
坪田課長	<p>今茨城計算センターのシステムを使っていますが、計算センターの方に問い合わせたところ、変更による料金は発生しないでやります、という事で、平成31年から新しいシステムに切り替えます。そのときには、当然予め10年と言っておけばそれで設計をしてくれるので。それで30年で古いシステムのままで賦課をするということになるのですが、それについても料金的には無料で対応します、という話は伺っています。以上です。</p>
篠崎委員	<p>はい、分かりました。</p>
佐藤会長	<p>はい、飯山委員。</p>
飯山委員	<p>50万以上の方の見直しということで始まったんですが、だいたい大きな額でかかる方は資力がある、払う力がある方だと思うんですね。なんだかんだ払えない、延ばして欲しいと言っても、実際には払えてしまうんじゃないかなと。私は下水道と関係ない所にいるのでどのくらいの普通の住宅でかかるのか分からないのですが、お家を立ててローンを払って税金を払って、その上で水道・下水道使用料払って。それでこれも払うとなると、結構負担になると思うんですね。そういう普通のお家の所は、延ばすとかいう事は考えていないのでしょうか。</p>
坪田課長	<p>今のところ検討しているのは、あくまでも高額の方に、という事で考えております。</p>

佐藤会長	ご意見ご質問等ございましたらどうぞ。
湯原部長	<p>では事務局からよろしいでしょうか。今意見が二分している状況かと思えます。10年に延ばす、というのは受益者負担金を払っている方には50万円以下の方と同じような1期ごとの金額に抑えているので、というような意見もあり、かたや住民の方の50万円以上の納入についてはどうなのか、というのをもう少し精査しないと難しいだろう、と言う意見で二分されていると思えます。それ以外にも例えば桜井委員の言われた、その後の制度設計が煮詰まっていない、というのも多分にあると思えます。</p> <p>我々事務局サイドとしては、課長の言ったように50万円以上の方のみについて1期ごとの金額を同じようにすれば、ある程度徴収がうまくいくのではないかと、という発想のもとで審議会に提起させて頂いたところです。その後の制度設計、例えば対象者はどのようにするのか、というのがまだまとまっていない。受益者負担金と税はまた別なので、税金を滞納している人はダメだとか言えるのかどうかという事も分からないし、桜井委員の例は法人格は別格にしたほうが良いのではないかと。色々な意見の中で制度設計についてもある程度詳細に決めていく必要があるのかなと思えます。その中で、事務局でも検討する余地も必要になってくるのかなと感じたものですから、この部分について将来的には期限を延ばすというのは必要かと思えますけれど、もう少し整理した中で審議会に諮った方がいいかと思ったわけです。ですので、いま、二分されているなかで挙手をして決めるやり方もありますが、一度ここでクールダウンしまして、検討していく、というのも1案なのかなと思うんですが、事務局の方からそういう話で申し訳ないですが、その辺でどうでしょうか。ということで会長まとめていただければと思えます。</p>
佐藤会長	<p>先ほど篠崎委員からもこの資料だけでは判断出来ない、という意見もあったんですが、当委員会に諮問されているのは要は「徴収期間の見直しをするかしないか」という事で、当委員会も5回目を重ねております。そろそろ答えを出していかなければ</p>

	<p>ばならない、と私自身思うところでございます。そういう中で、先ほど要望もありましたが、資料を作成してそれが次回までに出来るのか、というのも疑問ですし、やるならばここでどちらか答えを出すべきではないかと私自身は考えます。色々検討しては時間ばかり経って、上下水道料金の答申も出来なくなってしまいます。この徴収期間の見直しも資料不足であると、また事務局のほうも資料を揃えてみたいというのであれば今回は見直しはしないと。改めて詳細な資料を元に新たな機会を設けて、慎重にそのメンバーに審議してもらうのがいいのかなと思うところですが、どのように考えますか？頷いている方もいらっしゃるようですが、現行のままということではよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ありがとうございます。では現行どおりということにさせていただきます。田崎さんと湯原さん資料を作ってください。</p> <p>続きまして議事(2)答申書(案)について事務局の方から説明をお願いします。</p>
坪田課長	<p>はい。答申書の案についてご説明したいと思います。答申書の案には今決まった下水道受益者負担金の期間の見直しについても含みますので、その部分については今急いで資料を作成してお配りしたいと思います。今回(案)として出ていますのは料金についてということになります(答申書(案)の説明)。</p> <p>先ほど答申を頂いた、公共下水道事業受益者負担金徴収期間の見直しについて今、答申案を作成しているところですので、でき次第、この後に入れ込むという形になります。この答申案について、受益者負担金のものが出来上がるまで、ご意見等を伺いたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
佐藤会長	<p>はい。上下水道の料金の見直しについての答申案がいまご報告されました。その中で、訂正すべき箇所がございましたら、挙手の上ページ数からおっしゃってください。</p>

篠崎委員	<p>3 ページですが、「(5) 大口需要者に対する将来的な配慮」の上から 4 行目、「一般家庭への水道料金への値上げが避けられない」とありますが、水道料金は阿見町の場合は企業と一般家庭は一緒になっているかと思えます。この文脈ですと、大口需要者が悪者になるような表現になっていますので、「一般家庭への」という文言は必要ないと思えます。「全国的に大口需要者による総有収水量に占める割合が、節水などの取組等により年々減少傾向にある中で、水道料金への値上げが避けられない」一般家庭だけではなくて、ということ。</p>
佐藤会長	<p>いかがですか、事務局。おっしゃる通りですか？</p>
坪田課長	<p>はい。</p>
佐藤会長	<p>ではそのように直しましょう。(3 ページ)下から 4 行目の「一般家庭への」という部分を削除します。</p> <p>他にございませんか？なければ私から伺います。2 ページの(2)普及率の向上、「阿見町の水道の普及率は 86.0% (平成 28 年度)」、県平均 (平成 27 年度末) という事ですが、県平均は平均 27 年度で間違いはないですか？平成 28 年の数字は簡単には出てこない？他が平成 28 年度で出ているから、もし出ているのであれば 28 年度の数字にしたほうが良いのかなと思うわけです。</p>
坪田課長	<p>確認いたします。</p>
佐藤会長	<p>県平均ということで出てないのであればしょうがないことですので、出ているのであれば同じ平成 28 年度平均にした方がよいのかと。他にご意見等ございましたら。</p>
小口委員	<p>一般会計から公共下水道事業会計に繰り出している立場からちょっと考えて頂きたいなという部分で、7 ページ下から 2 行目「一般会計からの繰り入れは継続していくべきである」という所は、まあ確かに総務省からの通知で 20 m<sup>3</sup> 3,000 円にしても資本費の回収率は 50% に届かない、という事で、下水道会計に繰り出さなければならないことは理解しています。ただ、「継続していくべきである」は強すぎるかなと。やはり整備</p>

	途上であるということについて繰り入れはやむを得ないとか表現を変えてもらいたいな、というのが繰り出している立場からの意見です。
佐藤会長	はい。事務局、どのように変えればよろしいでしょうか。
坪田課長	おっしゃる通り、繰り入れてもらって当たり前という表現になっておりますので、ここについては「やむなく繰り入れ」ていただいているというような表現に変えたいと思います。
佐藤会長	どういうふうに変える？
坪田課長	「一般会計からの繰り入れはやむを得ない状況である」という形で。
佐藤会長	どうですか。小口委員。
小口委員	ありがとうございます。
佐藤会長	「やむを得ない状況である」と。 その他ございましたら。
新橋委員	水道も下水道も共通して4、5年先には見直しをしたほうが良い、とありますね。今までのデータや何かを見ても4、5年というようにありますが、4、5年にしなきゃいけないというレベルなのか、そのときに考えればいいやというレベルなのか。もし、やらなければならない、というのであれば答申事項で4、5年先に検討とか見直しとかいうことも可能ですね。今までのデータを見ると見直ししないとならないような流れできているようなので、もし必要であれば答申に入れた方がいいかなと思います。
坪田課長	確認します。
佐藤会長	はい、江口委員。



江口委員	簡単なものなのですが。6ページ上から4行目の「普及率は69, (カンマ) 2%」とありますが, 小数点に直したほうが。
湯原部長	はい。これはミスプリです。承知しております。
佐藤会長	他に訂正すべき箇所ございませんか。
飯山委員	8ページの(3)普及率の向上の上に1行改行と, 1行目の「上回っている。が,」になっていて, 「が,」で始まるのはどうかと思いました。
湯原部長	すみません, 訂正します。「町の公共下水道の普及率は平成28年度末現在69.2%であり, 県平均61.3%を上回っているが,」にします。
佐藤会長	他にございませんか。
小口委員	2ページ3の「(1) 審議会への報告」なのですが審議会というのは町長からの諮問をうけて答申を出すという機関なので, ここでいうと常設のイメージなんで, これは実際問題として可能なかどうか。そうでなければ何か。審議会というのは毎年置かれるのかそれとも料金改定の時期例えば4, 5年後町長からの諮問を受けて審議することになるのか。
湯原部長	2ページの(1)ですね。これは常設という考え方ではないと。例えば, もちろん料金改定については町の重要な政策を変えるわけですから, 審議会を立ち上げざるを得ないのですが, それ以外にも例えば今回水道施設整備計画の見直し等についてはやっつけていかないとならないという風には思っております。これは将来の収支状況と密接に関わる部分がございますので, そういったときには審議会を開かざるをえないだろうと。ただ, そういう審議会を開いた中で経営状況と合わせて皆さんにご報告していくべきだろうということで考えております。ですので毎年2回開いて経営状況を説明するのではなく, こういう整備計画ですとか下水道計画ですとかそういった計画書を策定する案件があった場合に審議会で見解を聞いて整備計画を作っていく

	と。そういう時に合わせて皆さんに経営状況もご説明していくという考え方です。
佐藤会長	よろしいでしょうか。
小口委員	はい。了解しました。
佐藤会長	はい。ほかに訂正すべき所ございますか。
古谷委員	訂正ではないのですが4ページと9ページの表の下の※「得られた額の100分の108を乗じた額」とありこれは消費税かなと思うんですが、これから変わるという話もありまして、その度に変更を出すのか、他にそういった表現にしてしまえば済むのかなと思ひまして…
湯原部長	これは公共下水道事業条例だけではなくて、それ以外の行政財産の使用料ですとかそういった徴収条例にはこういった形の中でこういった文を入れております。消費税部分についてはどうしても避けられない部分がありますので、これは条例改正で対応していくと。ですので、今の段階では「100分の108を乗じた額」という形で明記させて頂きます。2019年10月前に阿見町の条例の中に、こればかりではなく色々な部分について改正が生じてくる、ということになります。
古谷委員	ありがとうございます。
佐藤会長	他にありませんか。ないようでしたら事務局の方で今の所を訂正して、先ほどの期間についても含めて、そんなに時間はかからないかと思いますが大丈夫ですね？できるまでの間、暫時休憩といたします。
	(休憩)
佐藤会長	会議を再開します。事務局、修正後の答申書の説明をお願いします。
坪田課長	それでは修正後の答申書についてご説明します。2ページの

	<p>「3. (2) 普及率の向上」の茨城県平均について平成28年のデータを探しましたが平成27年のものが最新という事で、これをお願いしたいと思います。</p> <p>あと3ページ「(5) 大口需要者に対する将来的な配慮」4行目「…年々減少傾向にある中で、水道料金への値上げが避けられない状況…」という事で「一般家庭」という言葉を抜きました。</p> <p>6ページ上から「はじめに」の所で普及率がカンマになっていた部分を直しました。</p> <p>7ページ下から2行目「一般会計からの繰り入れはやむを得ない状況である」というような表現に変えました。</p> <p>8ページ「(3) 普及率の向上」で「町の公共下水道の普及率は平成28年度末69.2%であり、県平均61.3%を上回っているが、」という形に変更させて頂きました。</p> <p>変更箇所は以上です。</p> <p>あと最後のページですが、先ほど審議を頂きました「下水道事業受益者負担金の徴収期間の見直しについて」は新たに加わったものですのでご説明したいと思います。(答申書(案)下水道事業受益者負担金の徴収期間の見直しについての説明)</p>
佐藤会長	<p>はい、ありがとうございます。皆さん確認していただければと思いますが、大丈夫ですね?では、答申書についてはこの内容で決定とさせて頂きます。</p> <p>委員の皆様のこれまで慎重審議、また事務局の懇切丁寧な答弁に心より感謝申し上げ、また、副会長にも重ねて感謝を申し上げます。ご協力大変ありがとうございました。では事務局お願いします。</p>
事務局	<p>佐藤会長ありがとうございます。続きまして、次第4その他については私からお知らせいたします。</p> <p>本日の議事録の確認は、佐藤会長に一任していただき、事務局を通して町ホームページ等で公開したいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>

また、町長への答申書の提出につきましても佐藤会長へ一任して頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ここで、今後の料金改定の流れについてご説明を添えさせていただきます。本日策定しました答申書は後日町長に提出された後、この答申書に基づき事務局で条例改正の議案を策定し、12月に開催される町定例議会へ上程致します。議会での議決後は町民の皆様へ料金改定の周知を開始します。その周知の方法といたしましては、阿見町のHP掲示による周知、そしてチラシ等の各戸への配布による周知、これは2回程度実施を考えております。そして、広報あみ3月号の掲載による周知などを予定しております。これらの約3ヶ月間の周知期間を設けまして平成30年4月1日より水道料金ならびに下水道使用料の料金改定となります。よって、今回の諮問に関する委員の皆様への招集につきましては、本日が最終となります。また、現在のところ、別な案件での審議会開催の予定はございません。次第の4.その他については以上となります。

本日は長時間にわたり誠にありがとうございました。以上を持ちまして第5回阿見町上下水道事業審議会を閉会いたします。

皆様本当にありがとうございました。